学習指導要領の基準性と学びの保障について

和洋女子大学特任教授　柴内（しばない）　靖（やすし）

県内のある中学校では、昨年の12月頃より各教科担任から１・２年生の授業時間が足りず、教科書の内容が終わらず、次年度への積み残しが起こるかもしれないという不安の声が上がっていた。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の関係から５月末までは臨時休業となり、その間、教科書やワークシートによる課題学習や家庭訪問等により、学習内容の定着を図る支援を行った。更に、６月からは、学年別の登校日設定による授業の開始、中旬からは、正常の登校に切り替え、夏季休業日を短縮するなど、授業時間の確保に努めてきた。

これまで、定期的に管理職並びに教務主任と教科主任を中心にした会議を持ち、授業の状況や必要な時間数の確保に向けて、行事削減や日課変更等を行ってきたが、１月に入り、各教科の学習内容を精選できないか、効率的な指導方法がないか等の検討をすることになった。

【関係法令】

学校教育法　第33条　小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

学校教育法施行規則　第52条　小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

学校教育法施行規則　第74条　中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

学校教育法施行規則　第84条　高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。（義務教育学校は第79条の６、中等教育学校は第108条に準用規定）

ワンポイントレッスン

教科書の内容が終わらないなどの問題は、毎年各学校では少なからず起こっているが、特に、今年度は、新型コロナウイルス感染症の関係による臨時休業等から、授業時間の確保については、どの学校も工夫して取り組んでいる状況がある。

教科の学習内容は、当然、学習指導要領が基準になっている教科書が主たる教材となるので、学習指導要領と教科用図書（教科書）について、はじめに考えてみたい。

１　学習指導要領の法的拘束性

教育課程に関する事項は、学校教育法により文部科学大臣が定めることになっている。更に、学校教育法施行規則により、教育課程の基準は、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によるものと定められている。

教育内容の決定権については、これまで教師を中心とする国民にあるという、いわゆる「国民の教育権」からの疑義が提議され、いくつかの裁判が行われたが、旭川学力テスト訴訟（昭和54年５月21日最高裁判決）や福岡伝習館高等学校訴訟（平成２年１月18日最高裁判決）以後、教育課程の基準として、学習指導要領の法的拘束性があることが明確となった。

2　学習指導要領の基準性

学習指導要領は、かつて教科書検定等では、どちらかと言えば上限規定として捉えられてきた。特に、平成10・11年の学習指導要領の改訂では、「基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び自ら考える力などの生きる力の育成」を目指し、基礎・基本に関わる事項を重視し繰り返し指導すべきとしていた。

その後、平成15年に文部科学省は、学習指導要領のねらいの一層の実現の観点から一部改正を行い、学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化し、補充・発展学習を追記したことにより、学習指導要領は、いわゆる「はどめ規定」ではなく、学校での学びの最低基準として捉えることができる。

3　教科書の使用について

学校教育法第34条１項等において、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定し、使用義務が明らかになっている。

その一方で、学校教育法第34条２項等により、教科用図書以外で有益適切なものは使用することができるとされ、教科用図書は主たる教材であり、補助的に別の教材を使用することができることとなっている。

4　本ケースから考えること

当該校では、これまで文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」や教育活動の再開に向けた通達等を踏まえ、生徒や教職員等の感染症対策の徹底、登校に向けた対応と教育課程の実施に努め、授業時間の確保と学びの保障のために、様々な対応を講じていることは大変すばらしい。

また、進路の指導の配慮が必要な最終学年である中学校３年生について、優先的に教育活動を開始し、授業時間の確保に努めた点は大変良い対応である。

一方で、約２か月あまりの臨時休業による学習の遅れや生徒の心のケアを含めた教育指導の不十分さは、簡単には埋められないことも事実である。当然、３学期や後期の後半にその歪は生じるものと考えられる。

この点について、学校全体として、早急に各教科の学習進度の状況を把握し、各教科の学習内容や指導方法の検討、更に工夫して授業時間の確保に努めることは重要である。その際、学習内容の精選には、安易に教科書の内容の削減ではなく、学習指導要領の示す内容をきちんと踏まえ、慎重に検討する必要がある。

更に、授業時間の確保には、１コマ45分に短くした上で、一日の授業時間を増やしたり、予餞会や卒業式などの学校行事の時間やその準備時間の削減など時間割の編成に工夫を講じることが必要であろう。

また、指導方法では、効率的な授業運営のための動画等の活用など、ICTの効果的な活用なども考えられる。

これらの点については、文部科学省から通知されている「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」の中で示されているので、再度確認することが求められる。

5　おわりに

今回の感染症に伴う臨時休業の措置は、やむを得ない事態であるが、休業中の対応、学校再開後の教育活動の充実に、教職員が一丸となって取り組んでいることに敬意を表したい。そして、今後も感染症対策が続くことから、児童生徒並び教職員の負担軽減を考慮しつつ、学びの充実と工夫ある学校運営を期待したい。